

## 特定事業所集中減算届出書記載要領

### 特定事業所集中減算

正当な理由無く、当該居宅介護支援事業所において、判定期間内に作成した居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与（以下「訪問介護サービス等」という）の提供総数のうち、同一の訪問介護サービス等に係る事業者によって提供されたものの占める割合が100分の80を超えている場合には、減算適用期間に作成した全居宅サービス計画について、1月につき200単位を所定単位数から減算する。

### 【共通事項】

- ※「特定事業所集中減算に係る届出書」は、法人単位ではなく、指定居宅介護支援事業所ごとに作成すること。
- ※居宅サービス計画を算定する場合、また、利用者数を算定する場合に、委託を受けて介護予防サービス計画を作成している要支援者については算定しないこと。
- ※給付管理を行った件数を算定すること。居宅サービス計画に位置付けたが、利用がなかった場合は、件数に算定しないこと。
- ※月遅れで給付管理を行った場合は、給付管理を行った月ではなく、実際に居宅サービスの利用のあった月で算定すること。

### 【特定事業所集中減算に係る届出書（様式1）記載要領】

- 1 判定期間における居宅サービス計画数  
→当該指定居宅介護支援事業所で作成した居宅サービス計画の数を月ごとに記入する。  
※訪問介護サービス等を利用している利用者についてのみ記入するのではなく、当該指定居宅介護支援事業所で作成した全居宅サービス計画について記入すること。
- 2 判定期間における実施地域別利用者数  
→当該指定居宅介護支援事業所が運営規程に定める「通常の事業の実施地域」を記入し、通常の事業の実施地域ごとに、判定期間における利用者数を記入する。また、「通常の事業の実施地域外」の利用者についても、同様に記入する。  
※訪問介護サービス等を利用している利用者についてのみ記入するのではなく、当該指定居宅介護支援事業所の利用者全員について、地域別に記入すること。  
※実際の居住地が住所地と異なる場合は、実際の居住地で記入すること。
- 3 紹介率最高法人の算出方法  
→判定期間中（令和6年度後期は、令和6年9月1日～令和7年2月28日）に作成された居宅サービス計画のうち、訪問介護サービス等が位置付けられた居宅サービス計画の数をそれぞれ算出し、それぞれについて、最もその紹介件数の多い法人が紹介率最高法人となる。
- 4 訪問介護の状況  
(1)「当該事業を位置付けた居宅サービス計画数」  
→判定期間に訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数を月ごとに記入し、合計(A)を算出する。（位置付けていない場合は「0」を記入すること。）  
※利用者1人につき「1」として数えること。

※1人の利用者に複数の訪問介護事業所を位置付けている場合にも、訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数は、「1」となる。

(2)「紹介率最高法人の居宅サービス計画数」

→判定期間に、同一法人格を持つ法人単位ごとに、当該訪問介護事業所が位置付けられた居宅サービス計画数を算出する。

※「同一法人格を持つ法人単位」とは、居宅介護支援事業所と同じ法人ということではなく、サービス事業所同士が同じ法人ということである。

※1人の利用者に、同一法人の運営する2つの事業所を位置付けた場合でも、その法人を位置付けた居宅サービス計画の数は「1」とする。

※判定期間において、計画数の合計が最も多い法人の居宅サービス計画数を、判定期間の各月ごとに記載し、合計(B)を算出する。

(3)「紹介率最高法人の居宅サービス計画数」(B)を「当該事業を位置付けた居宅サービス計画数」(A)で割り、100を掛けた紹介率を記入する。

※紹介率は、小数点第2位以下を切り捨てた値を記入すること。

**※紹介率がちょうど80%の場合には、減算には該当しない。**

(4) 紹介率最高法人の名称、代表者名、所在地、事業所名及び所在地を記入すること。

※紹介率最高法人の事業所名の欄が足りない場合は、適宜様式を追加して記入すること。

## 5 通所介護、地域密着型通所介護の状況

平成28年5月30日事務連絡「居宅介護支援における特定事業所集中減算（通所介護・地域密着型通所介護）の取扱いについて」（介護保険最新情報 vol. 553）で示されているとおり、通所介護と地域密着型通所介護の算定は、事業所において、両サービスを合わせて算定する方法と別々に算定する方法のどちらかを選択すること。また、訪問介護の状況と同様の手順で算出し記入すること。

(1) 通所介護と地域密着型通所介護を合わせて算定する場合

→「4 通所介護及び地域密着型通所介護（通所介護等）の状況」に記入すること。

(2) 通所介護と地域密着型通所介護を別々に算定する場合

→「5-1 通所介護の状況」と「5-2 地域密着型通所介護の状況」にそれぞれ記入すること。

## 6 福祉用具貸与の状況

→訪問介護の状況と同様の手順で算出し記入すること。

## 7 80%を超えている場合の正当な理由

→訪問介護サービス等について、いずれかの紹介率が80%を超えた場合は、正当な理由が無ければ、特定事業所集中減算の対象となる。

※倉敷市における正当な理由は下記のとおりとする。

### 【正当な理由】

#### ①【全サービス共通】

当該居宅介護支援事業所の運営規程に定める通常の事業の実施地域に、訪問介護サービス等が、各サービスごとでみた場合に5事業所未満である。

#### ②【全サービス共通】

当該居宅介護支援事業所が特別地域居宅介護支援加算を受けている。

③【全サービス共通】

判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数が20件以下である。

④【全サービス共通】

判定期間の1月当たりの訪問介護サービス等を位置付けた居宅サービス計画数が、各サービスごとの1月平均でみた場合に10件以下である。

⑤【全サービス共通】

サービスの質が高いことによる利用者の希望を勘案した場合などにより特定の事業者に集中していると認められる。

※ただし、利用者から質が高いことを理由に当該サービスを利用したい旨の理由書の提出を受けていることが必要で、「サービスの質が高いことにより事業所を選択したことの確認書（参考様式1）」で挙証できるものであること。

※サービスの質が高いこととは、例えば、訪問介護において減算対象となる紹介率最高法人の事業所のうち、特定事業所加算を算定している事業所であることを理由にしている場合や通所介護又は地域密着型通所介護において減算対象となる紹介率最高法人の事業所のうち、事業所評価加算を算定している総合事業通所介護事業所と一体的に事業を行っている事業所であることを理由にしている場合などがある。

⑥【通所介護、地域密着型通所介護】

減算対象となる紹介率最高法人の事業所のうち、事業所を選んだ理由として利用者の居住地近辺で事業所が限られているということが、アセスメント及び居宅サービス計画に明記されている場合、その者の居宅サービス計画からその事業所を除外し再計算すると算定結果が80%以下である。

⑦【全サービス共通】

計画の作成や変更時等に適正なケアマネジメントを実施し、利用者のニーズ、解決すべき課題、課題の解決のための援助ができる事業所を検討したが、当該事業所を位置付けることが適正であるとの判断から、結果として紹介率が80%を超えた場合、その者の居宅サービス計画からその事業所を除外し再計算すると、算定結果が80%以下である。

※ただし、「居宅サービス事業所の選択に係る確認書（参考様式2）」で挙証できるものであること。

※単に「利用者がその事業所を希望したから」というだけでは正当な理由に該当するとは認められません。

8 正当な理由に該当する場合の取扱い

(1) 正当な理由②、③に該当する場合は、特別地域居宅介護支援加算の有無及び判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数の欄で確認する。

(2) 正当な理由①に該当する場合は、80%を超える場合の正当な理由（様式1）の「通常の実施地域」及び「実施地域内の事業所名及び所在地」を記入のうえ、該当サービス欄に「○」印を記入すること。

(3) 正当な理由④に該当する場合は、判定期間の1月当たりの平均居宅サービス計画数の欄で確認し、80%を超える場合の正当な理由（様式1）の該当サービス欄に「○」印を記入すること。

- (4) 正当な理由⑤に該当する場合は、次の書類を添付すること。
- ・「特定事業所集中減算に係る再計算書（様式2）」
  - ・「確認書等提出一覧表（様式3）」
  - ・「サービスの質が高いことにより事業所を選択したことの確認書（参考様式1）」
- (5) 正当な理由⑥に該当する場合は、次の書類を添付すること。
- ・「特定事業所集中減算に係る再計算書（様式2）」
  - ・「確認書等提出一覧表（様式3）」
  - ・該当者のアセスメント及び居宅サービス計画の写し
- (6) 正当な理由⑦に該当する場合は、次の書類を添付すること。
- ・「特定事業所集中減算に係る再計算書（様式2）」
  - ・「確認書等提出一覧表（様式3）」
  - ・「居宅サービス事業所の選択に係る確認書（参考様式2）」

### 【特定事業所集中減算に係る再計算書（様式2）記載要領】

#### 1 事業名及び正当な理由欄

→該当する事業名を記入し、正当な理由の該当欄に「○」印を記入すること。

#### 2 再計算結果欄

→次のとおり、再計算結果を記入すること。

- (1) イ及びロは、様式1の該当事業の状況と同様に記入すること。
- (2) ハは、イのうち、正当な理由に該当する居宅サービス計画を除いた居宅サービス計画数を記入すること。
- (3) ニは、ロのうち、正当な理由に該当する居宅サービス計画を除いた居宅サービス計画数を記入すること。
- (4) (D)を(C)で割り、100を掛けた紹介率を記入すること。  
※紹介率は、小数点第2位以下を切り捨てた値を記入すること。

### 【確認書等提出一覧表（様式3）記載要領】

#### 1 正当な理由⑤～⑦に該当する場合（事業名、利用者名、該当月、R6後期提出欄）

→該当する事業名を記入し、添付する確認書等を提出する利用者名を記入のうえ、正当な理由に該当する月に「○」を記入すること。また、前回（R6前期）の届出において確認書等を提出した利用者については、R6前期提出に「○」を記入すること。

※各事業所で、当様式に準ずる様式により作成した一覧表でも提出可。